

7 農林水産業関係

ア 農業・農産物等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
麦の価格政策等 (農林水産省)	今後の麦政策については、「新たな麦政策大綱」(平成10年5月29日省議決定)を踏まえ、逐次施策の具体化を図り、必要な措置を講ずる。	「新たな麦政策大綱」に示された転換プログラムを踏まえながら、逐次実施				(農林水産省) 国内産麦の民間流通への円滑な移行及び定着を図るため、民間流通の仕組を決定するとともに生産者の経営安定等の助成措置を講じ、民間流通比率は99%と順調に進展	
農産物検査 (農林水産省)	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	登録の実施、民間移行				(農林水産省) 平成14年12月末現在において、約600の民間検査機関が登録し、農産物検査を実施している。また、農産物検査員についても約6900人の養成を行ったところであり、民営化移行計画に沿って着実な移行が図られている。	
農業生産法人制度 (農林水産省)	農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。	速やかに検証に着手	結論を得たものから逐次実施			(農林水産省) 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)において、農業生産法人以外の株式会社等の農業参入を可能とする農地法の特例を措置した(平成15年4月1日施行) また、平成14年6月に立ち上げた「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」の論点整理(11月末公表)を踏まえ、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」を第156通常国会に提出した。 なお、改正農地法の施行後2年が経過した平成15年2月時点において、株式会社形態の農業生産法人は42法人となっている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
遺伝子組換え農産物に係る品質表示 (農林水産省)	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく遺伝子組換え農産物に係る品質表示基準については、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心、国際的な規格の検討状況等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。見直しに当たっては、食品製造業者等に対して過度の負担を強いる基準とならないよう留意する。</p> <p>【農林水産省告示(平成13年9月、平成14年2月)】</p>	逐次実施			<p>(農林水産省)</p> <p>遺伝子組換え食品の表示対象品目については、1年ごとに見直しを行うこととされている(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準附則第2条)。平成14年度の見直しにおいては、食品の表示に関する共同会議(薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林物資規格調査会の共同開催)における検討の結果、新たな義務表示の対象品目の追加は行わないこととされた。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
遺伝子組換え技術の環境安全性 (農林水産省)	農産物等に係る遺伝子組換え技術の環境に対する安全性については、国民の理解(パブリック・アクセプタンス)の確保を図るため、遺伝子組換え技術に関する情報公開、広く国民一般を対象とした会議の開催等、消費者の関心に的確にこたえる取組を推進する。	逐次実施			<p>(農林水産省)</p> <p>遺伝子組換え農作物に関して、組換え技術の持つ可能性や環境・健康等に与える影響など消費者の関心に的確に対応し、幅広い情報提供を行うため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオテクノロジー体験研修 高校生や教員を始め、広く一般市民を対象とし、つくば 横浜 神戸 熊本において7月中旬~8月の間で実施 ・メディエーター養成研修 一般消費者から説明を求められる自治体や流通関係業界の担当者等に対し、知識や情報・意見の橋渡しをする者(メディエーター)として養成する研修を実施(2月) ・バイテク市民フォーラム 展示会 神戸(8月)においてバイテク市民フォーラムを、また農林水産祭(東京国際展示場)や消費者の部屋(農林水産省)において展示会を開催 ・パンフレットを作成し配布 ・農林水産省のホームページを通じた情報提供(安全性確認状況 Q&A) ・自治体、各種団体等主催の講演会やシンポジウム等への講師派遣 	
国内産糖製造事業者の指定製造施設の設置承認 (農林水産省)	平成12年10月から新たな糖価調整制度を導入したところであり、甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえ、甘味資源特別措置法第13条第2項第1号の規定について検討を行う。	甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ検討・結論			<p>(農林水産省)</p> <p>甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ、甘味資源作物及び国内産糖企業に関する制度の見直しを行う際に結論。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際、併せて見直しを行う。	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し				(農林水産省) - 生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、併せて見直す。	
中山間地域等直接支払制度 (農林水産省)	中山間地域等直接支払制度について、制度の的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。	検証	検証結果公表	検証		(農林水産省) 平成13年度までの実施状況を中間点検として検証しその結果について、第三者機関の検討を経て平成14年6月28日に公表した。	
土地改良制度 (農林水産省)	土地改良事業の適正かつ円滑な推進を通じて我が国農業の生産性の向上を図り、農業の体質強化を促進する等の観点から、国・県営土地改良事業の計画概要について地域住民等から意見を聴取する仕組みを導入する等、土地改良制度について見直しを行う。 【土地改良法の一部を改正する法律(平成13年法律第82号)】	法案成立、公布	措置(4月施行予定)			(農林水産省) 土地改良法の一部を改正する法律(平成13年法律第82号)により措置。 (平成13年6月29日公布、平成14年4月1日施行)	

イ 林業

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
森林計画制度 (農林水産省)	持続可能な森林経営を推進し、森林の多様な機能の持続的発揮を図るため、全国森林計画を変更するとともに、森林計画制度について、次の見直しを行う。 【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)】	措置済 (法律7月施行、 全国森林計画 10月変更)				
	a 地域の合意の下、重視すべき機能に応じた森林の区分を導入し、当該区分に応じて、針葉樹と広葉樹の特性もいかしつつ適切な森林施業を推進する。 【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)】	措置済 (法律7月施行、 全国森林計画 10月変更)				
	b 森林施業計画の認定要件を見直すとともに、一定の要件を満たす施業・経営の受託者を森林施業計画の作成者に追加する。あわせて、造林関係補助事業においても、これらの者を事業主体に追加する。 【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)、森林法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第304号)】	法案成立、公布・政令改正、公布	措置(4月施行予定)		(農林水産省) 森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号、平成13年7月11日公布、平成13年7月11日・平成14年4月1日施行)、森林法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第304号、平成13年9月19日公布、平成14年4月1日施行)、森林法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第142号、平成14年4月1日公布・施行)により措置。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	c 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	検討	検討	結論	(農林水産省) 平成14年度に、京都議定書に基づく森林による二酸化炭素吸収及び排出量の報告・検証体制について、炭素吸収源計測体制整備強化事業検討委員会を開催し、研究者との間で課題の整理を行った。		
	d 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	逐次実施(平成13年度より予算措置)			(農林水産省) 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備に資するため森林地理情報システムの整備等を逐次実施しているところ。 森林GIS等整備推進事業(H14~H18) 森林資源モニタリング調査データ地理解析事業(H14~H18)		
林道の規格・構造 (農林水産省)	林道の開設コストの低減を図り、効率的・効果的な林道整備を推進するとともに、間伐の促進等に資するため、林道の規格・構造の弾力化を検討する。 【林道規程の一部改正(平成14年林野庁長官通知)】	結論	措置(4月実施予定)		(農林水産省) 林道規程の制定について(昭和48年4月1日付48林野道第107号)の一部を改正する通知(平成14年3月29日付13林整第812号)により措置。 (平成14年3月29日施行)		
保安林の指定 施業要件 (農林水産省)	森林の多様な機能の持続的発揮に資するため、保安林の指定施業要件の基準を見直す。 【森林法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第304号)、平成13年農林水産省令】	政省令改正、公布	措置(4月施行予定)		(農林水産省) 森林法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第304号)、森林法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第141号)により措置。 (平成14年4月1日施行)		

ウ 水産業

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
水産資源管理制度 (農林水産省)	循環型社会の構築等の観点から、水産資源の適切な保存及び管理と持続的利用を図るため、現行制度を見直し、広域的な海域における資源の管理に適切に対応し得る資源管理体制の整備等の所要の措置を講ずる。 【漁業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第90号)海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第91号)】	措置済 (10月、11月施行)				
漁業権の管理 (農林水産省)	漁業権制度について、次の見直しを行う。 a 特定区画漁業権の対象養殖業の見直し b 定置漁業権及び区画漁業権の免許の優先順位等の見直し c 漁協の広域合併の進展に対応した漁業権管理の仕組みの見直し 【漁業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第90号)】	措置済 (12月施行)				
漁業許可制度 (農林水産省)	漁業許可制度について、次の見直しを行う。 a 許可の承継に係る制限の緩和 【漁業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第90号)】	措置済 (12月施行)				
	b 指定漁業と承認漁業の統合等の許可制度の見直し 【漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令(平成14年政令第1号)】	政令改正・公布	措置(4月施行予定)		(農林水産省) 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令(平成14年政令第1号)等により措置。 (平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	c 漁業の操業に係る規制の見直し	検討	一部措置	措置	(農林水産省) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(平成14年7月25日農林水産省令第66号)により措置。	
漁船管理制度 (農林水産省)	<p>漁船建造に係る手続を迅速化し、漁業経営上の負担を軽減するため、漁業許可制度等との関係を考慮しつつ、漁船管理制度について、次の見直しを行う。</p> <p>a 漁業の管理区分と漁船の確認の権限者を一致させる。</p> <p>b 漁船の登録票等の検認期間を延長する。</p> <p>c 都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め、所要の措置を講ずる。</p> <p>【漁船法の一部を改正する法律(平成13年法律第110号)】</p>	法案成立、公布	措置(4月施行予定)		(農林水産省) 漁船法の一部を改正する法律(平成13年法律第110号)により措置。 (平成13年7月11日公布、平成14年4月1日施行)	

エ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
生鮮食料品流通制度 (農林水産省)	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面で対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	検討	検討	結論	(農林水産省) 消費者、学識経験者、市場関係者等をメンバーとする「食品流通の効率化等に関する研究会」(平成14年6月)を開催し、卸売市場のあり方を含めた食品流通の構造改革の方針について検討を進めているところ。		
競走馬の出走制限 (農林水産省)	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」(計画期間：平成12年～16年)に沿って着実に実行する。	計画実行			(農林水産省) 平成12年以降の出走制限緩和計画(計画期間：平成12年～16年)を着実に実行しているところである。		